神話の里　地域木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第１項に基づき、一般社団法人高千穂町観光協会（以下「甲」という。）、高千穂町（以下「乙」という。）及び宮崎県（以下「丙」という。）は、神話の里　地域木材利用促進協定を締結する。

１．目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

２．建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用の促進に関する構想）

（１）構想の内容

　　甲は、自社施設の建設にあたり、構造や内外装に県産材を積極的に活用することにより、施設を利用する観光客及び町民に対し、『神話の里』と呼ばれる高千穂町の魅力発信はもとより、木材利用の意義や再造林の重要性をアピールし、地域の森林資源の循環利用の促進に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第２条第２項に規定する合法伐採木材等の利用を促進することにより、2050年カーボンニュートラル社会の実現やSDGsの達成に貢献していく。

（２）構想の達成に向けた取組の内容

ア　甲は、今後建設する施設において、県産材を利用する設計を基本とし、クリーンウッド法第13条第１項に規定する登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認された木材を利用する。

イ　甲は、乙及び丙と連携して、再造林の推進をはじめ、木材利用の意義やメリットについて、ホームページや動画等を用いて積極的に情報発信を行う。

３．甲の構想を達成するための乙及び丙による支援

　　乙及び丙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、乙は、定期的な情報交換及び木に触れる体験活動の場として施設を活用し、丙は、木材利用に関する相談窓口となるみやざき木の建築推進協議会やみやざき木造マイスター等専門家の紹介などを行う。また、乙及び丙は、本協定に基づく取組を優良事例として積極的な広報活動を行う。

４．構想の対象区域

　　高千穂町内

５．本協定の有効期間

　　本協定の有効期間は、締結の日から、令和12年３月31日までとする。

６．その他

（１）実施状況の報告

　　甲は、乙又は丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告等に協力するものとする。

（２）協定の変更及び協議

　　甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合、この協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、又は、この協定の実施につき疑義が生じた場合は、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（３）協定の解除

　　甲、乙及び丙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合は、この協定を解除することができるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

令和６年１２月２５日

甲 一般社団法人高千穂町観光協会

 会　　　長 竹　尾　　通　洋

乙　 高千穂町

 高千穂町長 甲　斐　　宗　之

丙 宮崎県

 宮崎県知事 河　野　　俊　嗣